

大阪府福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1章 総則 (目的) 第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「事業者」という。)の指定について、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(<u>平成18年3月31日厚生労働省告示</u>第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2条 (略) (講習の内容及び課程等) 第3条 講習の内容は、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める厚生労働大臣が定める講習の内容に定める基準以上のものとし、事業者は、講習の課程を定めなければならない。 2～ 4 (略) 第2章 事業者の指定等 第4条 (略) (指定の要件等) 第5条 1～ 2 (8) (略) (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ～ (10) 略 第6条～ 第7条 (略) 第3章 講習事業の開始～ 第6章 その他 (略) 附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。 附 則 (施行期日)	第1章 総則 (目的) 第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者(以下「事業者」という。)の指定について、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」(<u>平成18年3月厚労告</u>第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。 第2条 (略) (講習の内容及び課程等) 第3条 講習の内容は、介護保険法施行規則第22条の33第2号に定める厚生労働大臣が定める講習の内容(<u>平成18年3月厚労告第269号</u>)に定める基準以上のものとし、事業者は、講習の課程を定めなければならない。 2～ 4 (略) 第2章 事業者の指定等 第4条 (略) (指定の要件等) 第5条 1～ 2 (8) (略) (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者 ア <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 イ～ (10) 略 第6条～ 第7条 (略) 第3章 講習事業の開始～ 第6章 その他 (略) 附 則 (施行期日) この要綱は平成18年12月1日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 平成24年4月1日以降、同年11月30日までの間に、改正前の要綱第5別紙3により交付されている証明書については、改正後の要綱第5別紙3による証明書とみなす。 附 則 (施行期日)

改 正 案	現 行
1 この要綱は平成 25 年 3 月 14 日から施行する。 ただし、第 10 条ただし書き及び第 11 条の規定については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開講する講習から適用することとする。 (経過措置) 2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成 25 年 3 月 31 日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項の規定については、平成 25 年 6 月 30 日までの間、改正前の要綱を適用することができる。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。 (指定申請手続きの特例) 2 改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成 27 年 3 月 31 日に指定期間が満了する事業者を除く。）が、平成 27 年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。 なお、この場合にあって平成 27 年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の 60 日前までに、第 6 条に規定する書類を提出するものとし、第 6 条第 2 項（1）から（3）に規定する書類の提出は要しないこととする。 (再指定の指定日) 3 知事は、附則第 2 項により申請を行った事業者に対し、第 5 条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成 27 年 4 月 1 日以降とする。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は令和 5 年 6 月 29 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u>	1 この要綱は平成 25 年 3 月 14 日から施行する。 ただし、第 10 条ただし書き及び第 11 条の規定については、平成 25 年 4 月 1 日以降に開講する講習から適用することとする。 (経過措置) 2 施行日において改正前の要綱により指定を受けている事業者(平成 25 年 3 月 31 日に指定期間が満了し、満了後に引き続き指定を受ける事業者を含む。)は、第 7 条、第 8 条及び第 9 条第 1 項の規定については、平成 25 年 6 月 30 日までの間、改正前の要綱を適用することができる。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成 26 年 12 月 10 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日までに開講する講習については、改正前の要綱を適用する。 (指定申請手続きの特例) 2 改正前の要綱により指定を受けている事業者（平成 27 年 3 月 31 日に指定期間が満了する事業者を除く。）が、平成 27 年度以降、改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合にあっては、再度指定の申請を行うものとする。 なお、この場合にあって平成 27 年度中に改正後の要綱に基づき指定講習事業を行おうとする場合は、初回の講習開始日の 60 日前までに、第 6 条に規定する書類を提出するものとし、第 6 条第 2 項（1）から（3）に規定する書類の提出は要しないこととする。 (再指定の指定日) 3 知事は、附則第 2 項により申請を行った事業者に対し、第 5 条の規定に基づき指定を行うときは、指定日を平成 27 年 4 月 1 日以降とする。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から施行する 附 則 (施行期日) 1 この要綱は令和 5 年 6 月 29 日から施行する。